

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
賢所等改修第6回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本工事は、賢所等改修工事の継続工事である。 賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす(株)大林組と随意契約を締結したものである。 また、本件工事は前回工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事が一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもあるため。（会計法第29条の3第4項）	106,680,000	106,050,000	99.4%	—	
赤坂設備センター新築電気設備ほか第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、建物全体の電気設備の構築を目的とする工事であること、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	10,463,250	10,185,000	97.3%	—	
赤坂設備センター新築機械設備第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	第一工業株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、建物全体の機械設備の構築を目的とする工事であること、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	6,667,500	6,667,500	100.0%	—	
皇居山里門石垣修復第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年4月1日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、皇居山里門石垣修復工事からの継続工事であり、残石垣と遺構の解体、及び解体した石垣を在来工法に基づき復元させることを目的とする工事である。 皇居は周知の埋蔵文化財包蔵地であるため、石垣修復については、基本的に既存構造通りに復元することが文化財の見地から求められている。 このことにより、前回工事の石垣の解体時には、遺構等の調査や石垣の詳細な調査も平行して実施しており、そのデータに基づき修復を行うものであり、解体と修復が密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断される。さらに、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	114,975,000	114,975,000	100.0%	—	

京都御所飛香舎ほか椋皮葺屋根葺替第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年4月1日	株式会社友井社寺 兵庫県丹波市山南町 阿草1302番地	本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施行される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	76,650,000	—	—	
京都御所飛香舎ほか椋皮葺屋根葺替に伴うその他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年4月1日	株式会社竹中工務店 京都支店 京都市中京区壬生賀 陽御所町三番地の1	本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施行される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	58,432,500	—	—	
修学院中離宮客殿ほか柿葺等屋根葺替その他整備第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年4月1日	株式会社安井空工務店 京都府向日市上植野 町御塔道42番地	本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施行される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	46,200,000	—	—	
京都大宮御所御殿屋根棟積瓦ほか修繕第2回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年4月1日	株式会社佐桑工務店 京都市左京区下鴨高 木町39番地の4	本工事は前年度実施した第1回工事に引き続き施行される工事であり、一体の建造物の構築等を目的とする工事で、かつ前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから一貫した施工が技術的に必要とされ、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、前工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	16,275,000	—	—	
京都御所ほか障壁画修理第3回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年4月1日	株式会社松村泰山堂 京都市北区小山西大 野町51番地3	本工事は第3次3カ年計画の第3年度として前年度に実施した第2回工事に引き続き実施するもので、前工事は株式会社松村泰山堂が施行し、着実な成果を収めている。本工事を当該施工者に施行させた場合には、障壁画の現況及び修理の内容を熟知していることから、工期の短縮、経費の節減、安全、円滑かつ適切な施工を確保するうえで、新たな業者と競争に付するよりも有利に契約できるため。(会計法第29条の3第4項)	(非公表)	25,305,000	—	—	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
京都御所ほか火災報知設備更新工事に伴う設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑 3	平成20年5月14日	(株)紫微設計 京都市上京区西三本 木通丸太町上ル真町 4 7 4 番地の 1	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第 2 9 条の 3 第 5 項、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2）	2,181,900	2,100,000	96.25%	—	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
<p>宮殿保全整備計画に伴う第7回詳細調査業務</p>	<p>支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1</p>	<p>平成20年6月3日</p>	<p>財団法人建築保全センター 東京都中央区新川1丁目24番8号</p>	<p>宮殿は、竣工以来40余年を経過し、経年による劣化が進んできており、宮殿が国の最高の儀式を行う施設であることに鑑み、建築・設備全体にわたる耐震性・劣化状況等を把握し、また、将来に向けて省エネ化・情報化・バリアフリー化等に対応するための改修方法も検討し、総合的に長期改修計画を立てる必要がある。</p> <p>このため、平成13年度に学識経験者からなる「宮殿保全整備に関する検討委員会」を設置し、その委員会の基礎資料とするため、同年に宮殿全体の現況把握を目的とした総合的な概況調査を実施した。</p> <p>その後、現在まで継続されている委員会のなかで、宮殿保全整備の基本方針や宮殿保全基準の基礎等が取り決められ、宮殿を保全していくための業務体制の整備が進められている。その委員会で検討される機能性・安全性・耐震性等それぞれについての詳細調査及び調査結果と、それまでの委員会で進められた内容を反映させた資料作成が必要なことから、「宮殿保全整備計画に伴う詳細調査業務」を継続的に並行して実施しているところである。</p> <p>本業務は、「宮殿保全整備計画に伴う詳細調査業務」の第7回目として、委員会の意見を反映させた保全計画の整理・検討、長期保全計画の策定、宮殿の保全業務を実施するための保全基準作成、宮殿の耐震性能の確認等を目的としている。</p> <p>同センターは、国の建築物の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を目的として設立された公益法人であり、官公庁施設の保全に関する診断システムの開発、補修・改修工法の評価、総合耐震診断・劣化診断等の各種調査研究や、官庁施設の保全・更新の計画について多くの実績を有している。また、平成13年度の総合的な概況調査及び前回までの「宮殿保全整備計画に伴う詳細調査業務」と本業務は密接不可分であるため、前回業務を履行した者でなければ、本業務を円滑かつ適切に行うことは困難である。同センターは、前回業務を履行しており、本業務を適切に実施できる唯一の機関であるため。（会計法第29条の3第4項）</p>	<p>17,556,000</p>	<p>16,800,000</p>	<p>95.7%</p>	<p>—</p>	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
修学院離宮景観林整備工事に伴う調査設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年7月4日	中日本航空株式会社 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	7,205,100	7,140,000	99.1%	—	
宮殿表御座所ほか保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年7月15日	株式会社大林組東京本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本工事は、宮殿表御座所絨毯敷き替え、連翠ペランダ床石補修を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 ㈱大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	27,951,000	26,250,000	93.9%	—	
常陸宮邸テラス屋根改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年7月28日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、常陸宮邸テラス天井裏及び、私室部分の改修を行う工事である。 本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中の限られた時間内に調査及び施工を完了することを計画しているが、すべての工事をこの期間に完了させることは困難であり、御在殿中にも工事を行う必要がある。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設㈱は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,678,150	3,570,000	97.1%	—	

那須御用邸供奉員宿泊所内装改修ほか 工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年7月30日	株式会社本田工務店 栃木県那須郡那須町 大字湯本207	<p>本工事は、皇族方の御宿泊所の整備を行うことを目的とした工事である。</p> <p>本工事は、今回皇族方にお泊まりいただくこととなった施設の整備であり、御利用開始までの限られた時間内に工事を完了することが求められる。</p> <p>この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>(株)本田工務店は、近年において当該施設の改修を唯一施工しており、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	4,395,300	4,021,500	91.5%	-	
-------------------------	---	------------	-----------------------------------	---	-----------	-----------	-------	---	--

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
桂離宮ほか焼却炉撤去工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年8月5日	太陽工業株式会社 大阪市淀川区木川東4丁目8番4号	競争入札を実施したが、入札者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	7,326,900	7,297,500	99.6%	—	
三笠宮邸冷暖房機取設ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月18日	株式会社竹中工務店 東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	本工事は、三笠宮邸私室部分の冷暖房機取設及びカーペット敷き張替えを行う工事である。 本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は其中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められる。また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 （株竹中工務店は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	5,292,000	5,229,000	98.8%	—	
宮内庁庁舎空調設備ほか改修工事に伴う基本設計業務	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 鴨澤 豊 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月21日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋2丁目18番3号	本業務は、「宮内庁庁舎空調設備ほか改修工事」に伴う基本設計を行う業務である。また、平成17年度標準プロポーザルにおいて特定された（株）日建設計が履行した「宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務」において提案された、「防災及び空調改修計画（案）」の内容を踏まえて実施するものである。 従って、本業務は、「宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務」からの一貫した考え方や方針に基づき具体化する必要がある。「宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務」の設計内容と密接不可分の関係にある。また、プロポーザル時においても、「宮内庁庁舎諸設備改修計画検討業務」と本業務は一連の業務として行うことを考慮して業者選定されたものである。 （株）日建設計は業務内容を最も把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	13,020,000	12,810,000	98.4%	—	
宮殿豊明殿ほか保全整備工事	支出負担行為担当官代理 宮内庁長官官房主計課長補佐 鴨澤 豊 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月25日	鹿島建設株式会社 東京建築支店 東京都港区元赤坂一丁目3番8号	本工事は、宮殿豊明殿絨毯敷き替え、豊明殿配膳室吊金物取り付け、豊明殿女子化粧室漆補修、東渡り廊下改修を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立つての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（（株）大林組、鹿島建設（株）、清水建設（株）、大成建設（株）、（株）竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 鹿島建設（株）は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	8,568,000	8,505,000	99.3%	—	

御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年8月27日	株式会社大林組東京 本社 東京都港区港南2丁目15番2号	<p>本工事は、御所各所の修繕を行う工事である。</p> <p>施工場所は、御留守中の限られた時間内に工事を完了させることが求められ、また既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる場所である。</p> <p>この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>(株)大林組は、当該施設の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>	8,947,050	8,925,000	99.8%	-	
----------	---	------------	------------------------------------	--	-----------	-----------	-------	---	--

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
宮殿各所防火防災施設整備に伴う基本設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成20年9月12日	株式会社山下設計 東京都中央区日本橋 小網町6番1号	本業務は、宮殿各所の防火防災施設整備に伴う基本設計業務である。 本業務は、技術的判断を要し、競争を許さない場合（技術力重視）に該当するので、本契約に先立ち、プロポーザルを実施した結果、(株)山下設計を選定したので、契約の相手方の予定者としていたものであるため。（会計法第29条の3第4項）	7,938,000	7,350,000	92.6%	—	
東宮御所配管設備改修ほか工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成20年9月17日	株式会社日本設計 東京都新宿区西新宿 二丁目1番1号	本業務は、東宮御所配管設備改修ほか工事に伴う工事監理を行う業務であり、平成19年度に株式会社日本設計が行った実施設計業務の内容を踏まえて実施するものである。 本業務対象工事は、増築工事、各種設備の更新等多岐にわたり、また高い品質管理が求められる。従って、実施設計及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき、具体化する必要がある。実施設計と監理業務の設計内容は密接不可分の関係にある。 上記設計業者は、最も業務内容を把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	9,752,400	9,450,000	96.9%	—	
高円宮邸電動カーテン取替ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成20年9月17日	株式会社竹中工務店 東京本店 東京都江東区新砂 1 丁目1番1号	本工事は、高円宮邸の大応接室等の電動カーテンの取替、三笠宮邸女子職員棟居室壁面結露防止措置等の内装改修を行うものである。 本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は中でも御生活に直接関わる場所も含まれるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することが求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。 この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 (株)竹中工務店は、当該施設等の新築及び改修工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,564,750	3,517,500	98.7%	—	
御料牧場畜舎汚水処理設備工事に伴う監理業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田 1-1	平成20年9月18日	株式会社梓設計 東京都品川区東品川 二丁目1番11号	本業務は、御料牧場畜舎汚水処理設備工事に伴う工事監理を行う業務であり、平成18年度に株式会社梓設計が行った基本設計業務及び実施設計業務の内容を踏まえて実施するものである。 本業務対象工事は、御料牧場肉加工所地区整備工事のうち、畜舎汚水処理設備工事について行うものであり、水質汚濁防止法で定められた水質基準を充たす必要があるため、高い品質管理が求められる。 従って、基本・実施各設計業務及び監理業務の各段階で一貫した考え方や方針に基づき、具体化する必要がある。基本・実施各設計業務と監理業務は密接不可分の関係にある。 上記設計業者は、最も業務内容を把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	3,536,400	3,517,500	99.5%	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
皇居山里門石垣修復第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年10月14日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、皇居山里門石垣修復工事からの継続工事であり、解体した遺構の復元及び解体した山里門を復元するため、解体部材の繕いを目的とする工事である。 前回工事までに、遺構等の詳細な調査も平行して実施しており、そのデータに基づき修復を行うものである。解体と修復は密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断される。さらに、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	68,271,000	68,250,000	100.0%	—	
崇神天皇陵樋門改修工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年10月23日	株式会社福島工務店 奈良市南紀寺町5丁目6-5	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,995,900	4,987,500	99.8%	—	

（注1） 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
賢所等改修第7回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年11月17日	株式会社大林組東京 本社 東京都港区港南2丁目15番2号	本件工事は、賢所等改修工事の継続工事である。 賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件である。本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす(株)大林組と随意契約を締結したものである。 また、本件工事は前回工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事が一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもあるため。（会計法第29条の3第4項）	398,160,000	397,950,000	99.9%	—	
御所ほか自動制御設備改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年11月18日	株式会社山武 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	本工事は、御所・宮殿等の各建物に設置されている自動制御設備の一部を改修する工事である。 当該自動制御設備は、各建物の空調設備等の運転を適切に制御するための設備である。 本工事では、当該自動制御設備が関わる空調設備等の稼働から停止まで一連の運転を正常に制御し、運転状態の監視も常時できるよう製造者だけが持つ独自のデータに基づき調整する必要がある。 従って、本工事では他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料やデータを保有している製造者による施工が必要であり、他社では修理後の試運転において当該設備が正常に機能していることを確認し判断することが極めて困難であるため、当該設備を製造したもの以外に施工させた場合、適切に動作しない等著しい支障が生じる恐れがある。 (株)山武は、当該設備を設計・製造した会社であり、当該設備を熟知した唯一の会社であるため。（会計法第29条の3第4項）	7,773,150	7,770,000	100.0%	—	
旧桂宮邸宿舍撤去工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成20年11月21日	有限会社文教住環施設 京都市右京区太秦門田町七番地	競争入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	6,166,650	6,132,000	99.4%	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
正倉院正倉修復計画に伴う第2回詳細調査ほか業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年12月11日	財団法人建築保全センター 東京都中央区新川1丁目24番8号	本業務は、正倉院正倉整備に伴う懇談会第3回会合での学識経験者からの提言を受けて行うことが決定した、これまでの調査業務内容をより発展させた「瓦葺き屋根詳細調査業務」等を行う業務である。 本業務を履行するにあたっては、建築物の保全技術に関する調査研究や技術開発に精通し、建築物の総合的保全技術に関する広範、かつ、専門的な知識が必要である。さらに、技術情報収集や保全技術の検討にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、国、地方公共団体等の建築物等の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を行うこと等を目的に設立され、本業務に求められる技術力や実績等を満たす、(財)建築保全センターを契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、(財)建築保全センターが本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。(会計法第29条の3第4項)	4,683,000	4,620,000	98.7%	—	
皇居西地区伝統的木造建築物第2回詳細調査診断業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年12月11日	財団法人建築保全センター 東京都中央区新川1丁目24番8号	本業務は、皇居西地区にある劣化状況の著しい伝統的木造建築物の詳細調査診断を施し、施設保全管理上の資料を得るものである。 本業務を履行するにあたっては、伝統的木造建築物の保全技術に関する調査研究や技術開発に精通し、伝統的木造建築物の総合的保全技術に関する広範、かつ、専門的な知識が必要である。さらに、技術情報収集や保全技術の検討にあたっては、特定の企業等の技術に偏ることなく、中立性・公平性をもって適正に調査、検討を進めていく必要がある。 上記を踏まえ、本業務については、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、国、地方公共団体等の建築物等の保全に関する総合的な調査研究及び技術開発を行うこと等を目的に設立され、本業務に求められる技術力や実績等を満たす、(財)建築保全センターを契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、(財)建築保全センターが本業務を遂行できる唯一の機関であると確認されたため。(会計法第29条の3第4項)	13,272,000	13,230,000	99.7%	—	
宮殿地下駐車場改修その他工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成20年12月26日	大成建設株式会社東京支店 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	本工事は、宮殿地下駐車場改修、東庭敷石修繕を行う工事である。 宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。 大成建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項)	6,210,750	6,195,000	99.7%	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
皇居塔の坂分離帯設置工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年1月13日	吉野建設株式会社 東京都世田谷区喜多見1丁目30番14号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,187,400	4,095,000	97.8%	—	
皇居山里門石垣修復第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年1月29日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、皇居山里門石垣修復工事からの継続工事であり、解体した山里門の復元及び工事により撤去した周囲構造物等の復旧を行う工事である。 前回事業までに、詳細な調査も平行して実施しており、そのデータに基づき修復を行うものである。解体と修復は密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断される。また、前回までの工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる。さらに、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回事業施工者以外の者に施工させることは不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	56,605,500	55,650,000	98.3%	—	

（注1） 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
赤坂設備センター周辺整備に伴う解体撤去ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年2月5日	中島建設株式会社 東京都足立区堀之内 一丁目2番11号	本工事は、赤坂設備センター周辺整備に伴う解体撤去ほか工事において、当初想定していなかった部位にアスベスト含有建材が確認されたため、これを除去するものである。 当該アスベストは解体作業の際に飛散する恐れがあるため、現在進行中の解体撤去工事を安全に進めるためにも建物本体の解体作業着手前に除去作業を行う必要がある。 本工事は、赤坂設備センター周辺整備に伴う解体撤去ほか工事の継続工事であり、前回工事にて調査したアスベスト含有に関する詳細なデータに基づき適切な処理を行う。さらに、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	7,209,300	7,203,000	99.9%	-	
赤坂設備センター新築機械設備第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年2月23日	第一工業株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、建物全体の機械設備の構築を目的とする工事であること、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	9,931,950	9,922,500	99.9%	-	
赤坂設備センター新築電気設備ほか第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年2月23日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	本工事は、前回工事からの継続工事であり、建物全体の電気設備の構築を目的とする工事であること、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	9,666,300	9,555,000	98.8%	-	
東宮御所配管設備改修ほか第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年2月27日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、東宮御所配管設備改修ほか工事からの継続工事であり、一体の施設の改修及び増築等を目的とする工事である。 前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）	130,935,000	130,200,000	99.4%	-	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
三笠宮邸庭園整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年3月2日	種屋造園興業株式会社 東京都杉並区成田西3-16-24	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,969,650	4,830,000	97.2%		
皇居西地区参集所屋外排水設備改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年3月5日	日立設備工業株式会社 東京都世田谷区奥沢4-28-3	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	2,804,550	2,803,500	100.0%		
赤坂御用地東門駐車場周辺樹木管理ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年3月5日	株式会社植物環境リサーチ 東京都練馬区谷原3丁目9番22号	入札を実施したが、再度の入札を実施しても落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,995,900	4,935,000	98.8%		
赤坂設備センター周辺整備に伴う解体撤去ほか第3回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 高木 隆 東京都千代田区千代田1-1	平成21年3月13日	中島建設株式会社 東京都足立区堀之内一丁目2番11号	<p>本工事は、赤坂設備センター周辺整備に伴う解体撤去ほか工事の地中構造物・工作物の撤去の際の根切りにより攪乱された地盤、及び場内に仮置きされた根切り土により埋め戻される地盤は当初の想定より軟弱であったため、現状周囲の安定した地盤と同等の安定性及び許容支持力が得られるように、地盤改良用セメント系固化材を用いた地盤改良を施すものである。</p> <p>当該敷地上に、平成21年度計画で2棟の鉄筋コンクリート造の施設新築が計画されており、安定した建物基礎構造の構築には地盤改良の必要があるため、新築建物設計者及び監理業務を委託している設計事務所と協議した結果、今回解体工事に伴う埋め戻し作業に併せて地盤改良を行うことになった。</p> <p>本工事は、赤坂設備センター周辺整備に伴う解体撤去ほか工事の継続工事であり、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められるため。（会計法第29条の3第4項）</p>	4,319,700	4,305,000	99.7%		